

協 会 規 約

第 1 章 名 称 及 び 所 在 地

第1条 この協会は、相模原市ボウリング協会と称する。(SAGAMIHARA-CITY BOWLING FEDERATION、略称SBF)と称する。

第2条 この協会の事務所は、相模原市南区東大沼4-4-4 相浦研二郎方に事務局は相模原市南区南台4-14-21 MY-agency内に置く。

第 2 章 目 的 お よ び 事 業

第3条 この協会は、スポーツボウリングの普及、発展を目的とし次の事業を行う。

1. 相模原市におけるボウラーの強化発展と、相互の融和連絡を図る。
2. 各種競技会および練習会・研究会を開催する。
3. その他この協会の目的達成のために必要な事業を行う。

第 3 章 組 織 お よ び 資 格

第4条 この協会は、相模原市内の社会体育性を認識したボウリング愛好者にして且つこの協会に登録したもので組織する。

第5条 この協会の会員は、個人・法人・学生・ジュニアの正会員と名誉会員で構成する。

第 4 章 役 員

第6条 この協会の役員は次のとおりとする。

会 長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
常任理事	理事の中より推薦する。
理 事	15名以上25名以内とし理事候補者の推薦方法は別に定める。
庶務・会計	1名
監 事	1名

必要とあれば名誉会長及び副理事長若干名を以上のほかに顧問、参与若干名をおくことができる。

第7条 会長は、理事会で選出する。
会長は、この協会を統括代表する。

第8条 副会長は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。
副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、これを代理する。

第9条 理事長は、理事の互選により選出し、会長がこれを委嘱する。
理事長は理事会を代表する。

第10条 常任理事は会長、副会長、理事長が選出し理事会にて承認し会長が委嘱する。

第11条 庶務、会計は理事の互選により選出し、会長がこれを委嘱する。

第12条 監事は、理事会で推薦し会長がこれを委嘱する。

第13条 顧問、参与は会長が理事会に諮り委嘱する。

第14条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第 5 章 会 議

第15条 理事会を、この協会の最高議決機関とする。
理事会は定例に開催し、その他必要ある場合は会長が招集する。

第16条 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。
但し委任状による出席も認める。

第17条 常任理事は常任理事会を大会終了後に開催し
大会内容等を検討し今後の発展につなげる。

第18条 この協会の決議は、出席理事の過半数をもって決する。
但し可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第 6 章 専 門 部

第19条 この協会の事業遂行のため、総務部、競技部、普及部を置く。
各部の細則は別に定める。

第 7 章 会 計

第20条 この協会の経費は次のものをもって支弁する。
1. 会員の登録費
2. 寄付金
3. その他

第21条 この協会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第22条 この協会の登録者は、毎年別に定める加盟登録費を納入するものとする。

第 8 章 附 則

第23条 この協会は、神奈川県ボウリング連盟、公益財団法人全日本ボウリング協会に
加盟することができる。

この規約の施行について必要な細則は理事会で別に定める。

第24条 この規約は昭和49年4月1日より施行する。

平成20年 4月1日一部改訂
平成23年 4月1日一部改訂
平成23年10月1日一部改訂
平成25年 4月1日一部改訂
平成26年10月1日一部改訂
平成29年 1月1日一部改訂